

入札公告

令和8年度高知県働き方改革セミナー開催委託業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第7条の規定により公告します。

入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を作成してください。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和8年度高知県働き方改革セミナー開催委託業務

(2) 委託の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和9年1月8日まで

2 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工労働部雇用労働政策課 働き方改革担当

電話 088-823-9764

FAX 088-823-9277

E-mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp

3 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の処置を受けていない者であること。

(4) 過去2年以内に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間において、この入札公告に示した役務と同種類かつ同規模の契約履行実績が複数回あることを証明した者であること。

(5) 4によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月26日高知県告示第638号。以下「告示」と

いう。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加の資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

4 入札者に求められる義務

この委託業務の入札に参加しようとする者は、所定の書類(以下「申請書等」という。)を、提出期日までに2の担当部署に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この委託業務の入札に参加することができる。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受付をしない(郵送による提出の場合は返送する。)場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な箇所があつて、県から補正又は説明を求められた場合、令和8年3月31日(火)までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

(1) 申請書等の様式

高知県ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

<アドレス>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025032800068/>

(2) 申請書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出期限 令和8年3月27日(金)12時

ウ 提出場所 高知県商工労働部雇用労働政策課 働き方改革担当

エ 提出方法 直接持参、郵送(一般書留もしくは簡易書留)

オ 費用 提出者の負担とする。

カ 補足資料 上記提出書類のほか、県が必要と判断して提出を求めた場合に提出すること。

5 質疑事項

質疑は令和8年3月27日(金)12時までに、別紙「質疑書(第3号様式)」により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は、令和8年3月31日(火)までに高知県商工労働部雇用労働政策課のホームページに掲載する。

6 申請書の審査結果に係る事項

一般競争入札参加申請書の提出があつたものには、入札参加資格の確認結果を令和8年3月31日(火)までに電子メールで通知する。

7 入札に関する事項

(1) 入札予定日時

令和8年4月3日(金)午前10時00分

(2) 入札予定場所

〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目1番19号

職員能力開発センター201

(3) 入札書の記載内容等

入札書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 入札書提出年月日

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ）。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者の押印は不要とする。

ウ 代理人が入札する場合は、参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。ただし、入札書の押印を省略する場合は、代理人の押印は不要とする。

なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

エ 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

オ 入札件名

(4) 入札書の提出方法

ア 持参または郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出することとし、電子メール、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。また、郵送により提出した場合は、必ずその旨を電話で高知県商工労働部雇用労働政策課の担当者まで伝えること。

イ 持参の場合は、上記（1）及び（2）の日時・場所において、所定の入札箱に投かんしなければならない。また、押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後、入札箱に投かんしなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

ウ 郵送における提出期限

令和8年4月2日（木）17時

エ 郵送における提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工労働部雇用労働政策課 働き方改革担当

電話 088-823-9764

(5) 落札者の決定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

規則第15条の規程により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 入札書の訂正方法

入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければな

らない。ただし、押印を省略した入札書については、訂正又は文字の挿入は行わず再作成すること。

(7) 入札保証金

高知県契約規則第9条による。ただし第10条の規定に該当する場合は免除。

(8) 最低制限価格

設定しない。

(9) 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札その他高知県契約規則第21条各号にいずれかに該当する入札は、無効とする。

(10) 入札書の押印省略

押印省略時の必要事項について、以下のとおりとする。

(共通)

ア 押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

(対面による入札)

ア 入札書の押印を省略する場合は、入札会場で顔写真付き身分証明書等を提示すること。

イ 入札書の押印を省略した場合、入札者又は代理人の本人確認が行えなかった入札書は無効とする。

(郵便による入札)

ア 入札書の押印を省略する場合は、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（固定電話番号）を記載すること。

イ 入札書の押印を省略した場合、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない又は記載内容が不明瞭で判別できない入札書は無効とする。

ウ 開札時に、電話により責任者又は担当者の在籍確認が行えなかった入札書は無効とする。

(11) その他入札に関する事項

委託業務競争入札心得による。

8 契約に関する事項

(1) 契約保証金

高知県契約規則第40条第6号の規定に該当すれば免除。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者は高知県が別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、高知県及び受託者が電子署名を行うものとする。

(4) 契約条項

契約書（案）のとおり

(5) 契約の締結

落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく

入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規定第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

9 その他事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、別添の入札心得の各条項を承知すること。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合には当該申請書等を無効とする。
- (5) 提出された申請書及び添付書類については、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めない。
- (6) 入札の参加及び契約の締結等に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (7) 入札等に関して当該説明書に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則等の定めによる。
- (8) 落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規程により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。